

令和 5 年第 8 回

美里町農業委員会総会議事録

第8回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和5年8月24日(木) 午前9時04分から午前9時39分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(14名)

1 番	佐々木 幸一郎	2 番	福田 なほ子	3 番	鈴木 幸博
4 番	渡邊 雅光	6 番	後藤 幸太郎	7 番	小野 保裕
8 番	我妻 卓美	9 番	片倉 澄子	10 番	遊佐 恭一
11 番	澁谷 正行	12 番	久道 雄悦	13 番	尾形 司
14 番	古内 世紀	16 番	伊藤 恵子		

欠席委員(1名)

15 番 邊見 勝寿

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農用地の形状変更届出について
5. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	ただいまより令和５年第８回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第５条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和５年第８回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、１５番邊見勝寿委員が体調不良のため欠席ですので、１４名の出席であります。 農業委員会に関する法律第２７条第３項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の３番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第１５条第１項の規定により、議長より指名いたします。１４番古内世紀委員、１番佐々木幸一郎委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項１番、農家相談日について、８月７日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
福田なほ子委員	２番、福田より報告いたします。 ８月７日、２０１会議室におきまして邊見会長職務代理者、鈴木幸博委員、福田の３名で担当いたしました。相談者はございませんでした。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項２番、農地法第１８条第６項の規定による通知について、報告事項３番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より報告をお願いいたします。 (報告事項２、報告事項３について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして報告事項４番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告をお願いいたします。

	また、8月16日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。
佐々木幸一郎委員	ご報告いたします。 農地調査委員会は邊見会長職務代理者が所要により欠席したために、古内委員と委員長である私、佐々木と伊藤会長、事務局から高橋局長、野田次長の計5名で8月16日水曜日に現地調査を行いました。 農用地の形状変更届出についての意見でございます。 添付の現地写真もございますので、併せてご覧いただきます。 番号7の申請地は●●字●●です。現在は露地野菜を栽培しております、特に問題も見当たらず許可相当と見てまいりました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして報告事項5番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。 また、8月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いいたします。 (報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
佐々木幸一郎委員	報告いたします。 非農地証明願についての意見でございます。 これも添付の現地写真をご覧いただきます。 番号13の申請地は、●●字●●でございます。現地は、長年グループホームの園庭として宅地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号14の申請地は、●●字●●でございます。 現地は、長年資材置場として雑種地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして番号１５の申請地は、●●字●●と●●字●●にまたがる一角の土地でございます。

現在は長年、住宅の敷地として宅地の状態で使用されておりまして、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして番号１６の申請地は●●字●●でございます。現地は住宅敷地として宅地の状態で使用されておりまして、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして、番号１７の申請地は●●字●●でございます。

現在は平成２９年１１月１４日に転用許可を受け、所有者移転は済んでおりますが、地目は変更されていない土地でございます。現在も雑種地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

それではないようですので、議事に入ります。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、8月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明願います。
事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
佐々木幸一郎委員	報告いたします。 第3号議案でございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見でございます。 添付写真もご覧ください。 番号19の申請地は●●字●●にあり、転用目的は太陽光発電施設でございます。 現地は、都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。 番号20の申請地は●●字●●にあり、転用目的は住宅でございます。現地は住宅地内の農地であり、宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。 農地以外の土地も検討したようでございますが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てまいりました。 番号21の申請地は●●字●●にございまして、転用目的は一戸建て貸家でございます。申請地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内にございまして、大規模な一団の農地から少し離れた場所になるため、それらの営農条件に影響を与えることはなく、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

議長

以上でございます。

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ありませんか。

澁谷正行委員

11番、澁谷です。

番号21番なんですが、前回も申請されまして、水道等の協議が整わなかったということでありました。今回協議は整ったということなんですが、分かる範囲内でよろしいんですが、随分お金もかかるということなので、どのような内容で協議が整ったのか、分かる範囲内で教えていただきます。

議長

事務局、お願いします。

事務局

それではお答えします。

こちらにつきましては令和5年8月9日付で開発行為事前協議書が、●●●●●●●●から美里町長の方に美里町開発指導要綱第9条に基づき、開発計画について審議の申請がされております。こちらにつきましては、給水に関する平面図並びに計画図等が添付されており、給水計画を含めた各種開発に関わる協議がされていることを確認しております。

なお、こちらについては今回の開発協議の申請を受けまして、開発調整委員会の方でさらに審議を進めていて、それが了承され、各協議がきちんと計画どおり履行されることが確認されれば許可がおりる予定になっております。

以上説明を終わらせていただきます。

澁谷正行委員

11番、澁谷です。

おおむね協議をなされたということで分かるんですが、もうちょっと詳しく説明はできないでしょうか。というのは、前回もあったんですけども、給水関係でいろいろと水道を引っ張ってくるのに何億とかいんなお金がかかるという話でしたので、そこら辺も一応まとめたということで理解はするんですが、もうちょっと詳しくは説明はできないでしょうか。差し支えなければね。

事務局

こちらの事前協議書の写しが提出されておりまして、その給水計画では美里町の水道本管から引っ張ってくるということで計画をされております。水道本管からの給水管の口径については100ミリであり、申請地内給水管の口径については100から75ミリ、各戸への給水管は20ミリで計画をされております。

澁谷正行委員

分かりました。

議長

そのほかございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決

定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 4 番

署 名 委 員
議 席 1 番